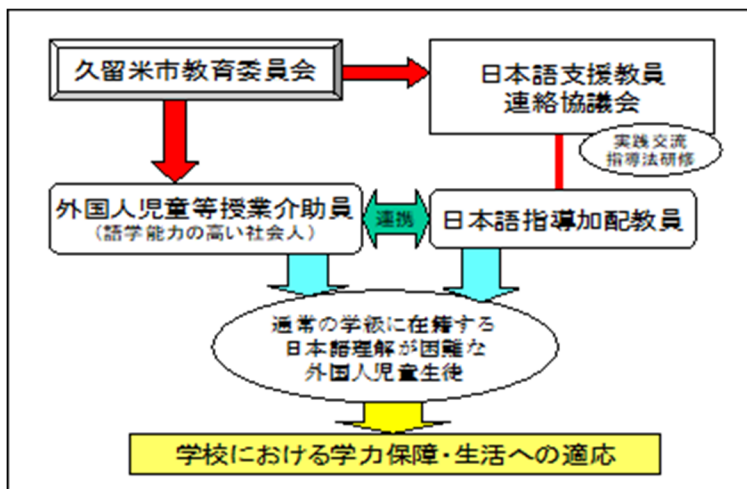


令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 久留米市 】

令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

1. 第1回日本語指導担当教員連絡協議会(1学期実施予定)

※新型コロナ感染拡大防止による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により未実施。

2. 第2回日本語指導担当教員連絡協議会(令和4年12月21日)

- ①各学校からの日本語指導の実態及び協議について
  - ・指導方法           ・評価方法           ・保護者との連携
  - ・進路保障           ・ICT活用
- ②特別の教育課程による指導について
  - ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
  - ・指導計画の作成と見直し
  - ・次年度の指導計画の作成及び指導体制の検討
- ③コーディネーターからの指導助言

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

下記の表のように各学校にコーディネーターを配置し、日本語教育に係る実態把握や指導助言等を行った。次のような取組を校内外で提案・実践し、その成果を市立学校に普及した。

(主な取組): 支援体制の構築

授業介助員と連携した保護者支援 等

年度	R3	R4	R5
配置人数	2	2	当該児童生徒の増減による

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

日本語指導担当教員連絡協議会(令和4年12月21日)における内容

① 各学校からの指導の実態の一部

【A小学校】における個別の指導状況

取り出しでの個別指導や授業への入り込み指導を行った。DLAを実施し、児童の日本語能力の実態を把握しながら、必要な指導・支援を行った。また、Chromebook を活用した音読支援等にも取り組んだ。

【B小学校】における個別の指導状況

個別指導(特に、国語・算数)を中心とし、その他入り込み指導を行った。個別指導では、国語の物語文や説明文の学習の際に、日本語の語彙を増やす工夫と音読の指導を行った。

【C中学校】における個別の指導状況

日本語が全くできない生徒への取り出しでの個別指導を中心に取り組んだ。サバイバル日本語学習、日本語基礎学習を通して、卒業までにひらがな、カタカナの読み書きができるようになることを目標として指導を行った。

② 特別の教育課程による指導について

児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合の「特別の教育課程」の編成や個別の指導計画についての指導を行った。

(4)成果の普及 (※必須実施項目)

○2学期実施の連絡協議会における取組の共有

各学校の児童生徒の日本語能力等の実態や指導の実際について情報交換をすることで、互いの効果的な実践や教材・資料等の交流を行った。

○自校内または他校への成果の普及

日本語指導担当教員が各学校に持ち帰り、自校にて情報を共有したり、日本語指導担当教員の共有ドライブを作成し、教材・資料等の共有をできるようにした。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

○多言語翻訳機のアップデートと貸出

○Chromebook の活用及び翻訳機能やアプリの活用

○デジタル教材の活用

○共有ドライブの活用

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語の理解が困難な外国人児童生徒等が在籍している学校に対して、外国人児童等授業介助員を派遣し、学校が作成した指導計画に沿って、学習支援及び日本語指導支援、学校生活適応支援、保護者との教育相談及び連絡の支援を行った。

○令和4年度の配置校数 小学校20校、中学校7校

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

○児童生徒の実態に応じた支援内容について共有することができ、今後の指導・支援の在り方について考えることができた。ICTを活用することや資料等の共有を行うための共有フォルダの作成など、今後の支援の具体的方策を明確にすることができた。

●日本語指導担当教員が在籍しない学校への情報提供や学校訪問など、支援の充実が必要である。

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

○コーディネーター配置校を中心に、日本語指導や児童生徒及び保護者に対する具体的な支援策について協議することができた。

●対面での協議の設定が難しい場合は、オンラインによる研修の場の設定などの工夫が必要である。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

○個別の指導計画や特別の教育課程編成・実施計画・実施報告の作成について確認をしたり、各学校での指導の実際や指導法、資料について情報交換をしたりしたことで、今後の指導に対する具体的なイメージを持つことができた。

●特別の教育課程の計画と実施報告から成果と課題を丁寧に把握し、指導に生かす必要がある。

(4)成果の普及 (※必須実施項目)

○情報交換をすることで、互いの効果的な実践や教材・資料等の交流し、日本語指導担当教員が自校にて共有することができた。また、共有ドライブ内で教材・資料等の共有をできるようにした。

●日本語指導担当教員が在籍していない学校へ、さらに情報提供をしていく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

○デジタル教材の活用により、児童生徒の実態に応じて、日本語の音声指導や読みの指導を効果的に行うことができるようになった。

●日本語指導担当教員が在籍していない学校のサポーターが、日本語支援の際に必要な教材や情報を提供すること、サポーターのICT活用を促進することが必要である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○日本語が全くできない児童に対して、学習面・生活面において支援できたことで、新しい環境に適応していく際のストレスや不安の緩和につながった。また、保護者と学校との面談においても、相互理解に重要な役割を果たすことができた。

●支援を必要とする言語が多様化しており、サポーターの確保が難しく、また、予算が限られており、必要としている学校に対して十分な時間を配当することができていない。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	( 人園)	120人 ( 19校)	39人 ( 7校)	( 人校)	( 人校)	( 人校)	( 人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		76人 ( 5校)	35人 ( 3校)	( 人校)	( 人校)	( 人校)	( 人校)

#### 4. その他(今後の取組予定等)

- 多様な母語に対する授業介助員は、新たな人材を発掘、確保する必要があるため登録制度を実施している。今後も多様な母語に対応できるように、関係機関等への協力要請を行う。
- 日本語での会話が難しい保護者と学校とのコミュニケーションが円滑に行われるよう、外国人等児童生徒サポーターを活用していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。